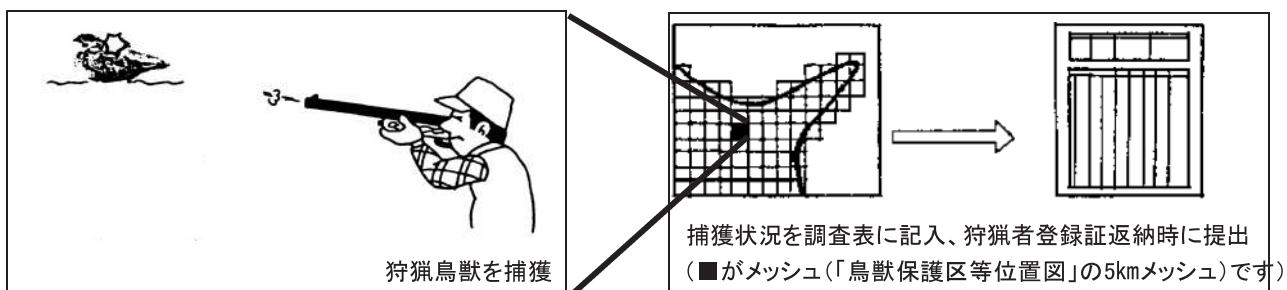


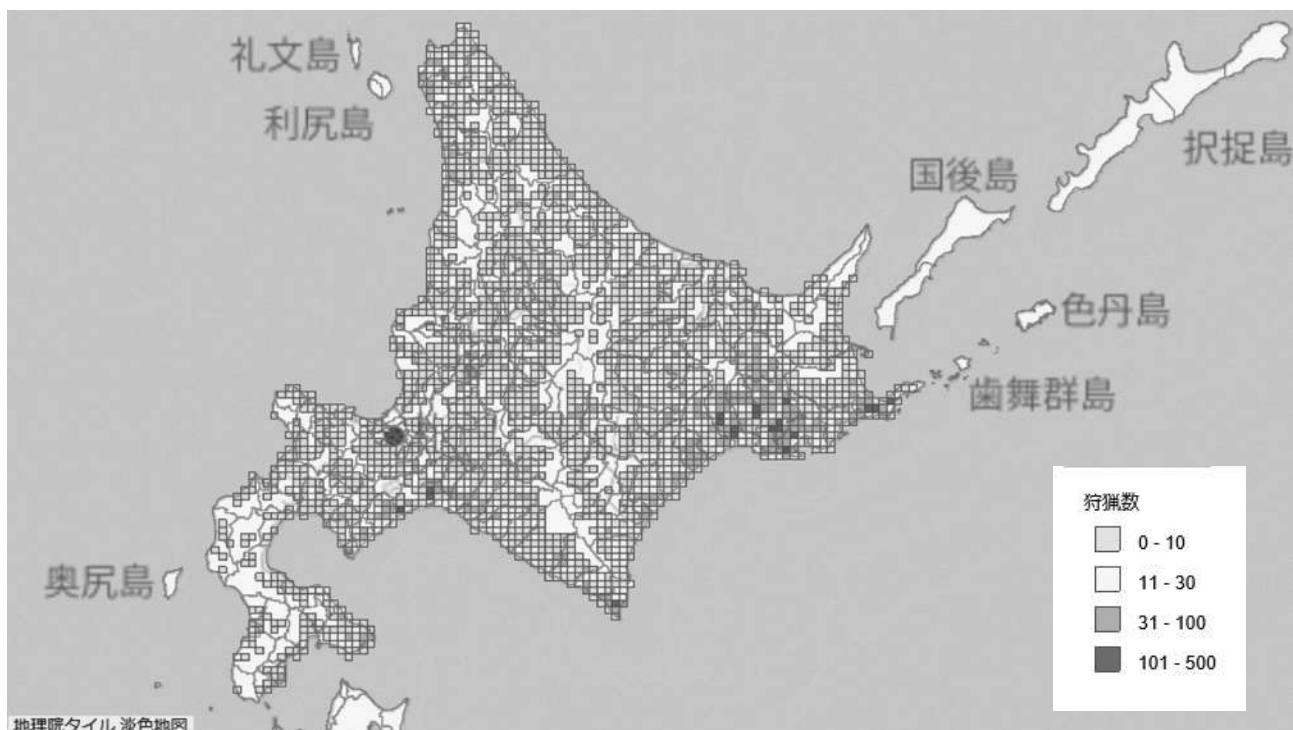
調査協力のお願い

ご提供いただきました捕獲情報は、統計的なデータ処理がなされ、狩猟鳥獣の適正な保護管理に活用されています。



調査結果の取りまとめ、図化

令和元年度狩猟期エゾシカ捕獲位置図



引用：エゾシカ狩猟情報マップ（道総研エネルギー・環境・地質研究所）

令和元年度狩猟期のエゾシカの捕獲状況をまとめたものです。出猟にあたっての参考としてください。
※詳細は、道総研エネルギー・環境・地質研究所ホームページから確認できます。

<https://www.hro.or.jp/list/industrial/research/eeg/development/datamap/deermap.html>

エゾシカの捕獲報告について

エゾシカに係る狩猟の結果は、別添の狩猟報告の中の「捕獲報告（エゾシカ用）」でご報告ください。狩猟の動向を把握するため、目撃情報や捕獲に使用した獵具に係る情報も調べておりますので、ご協力願います。なお、エゾシカ獵に出かけた場合には、捕獲や目撃がない場合でも、記入をお願いします。（「出猟したのに、エゾシカとの出会いがなかった」というのも貴重な情報です。）

狩猟報告 記入上の注意

☆狩猟報告には、狩猟による捕獲に関してのみ記入してください。

有害鳥獣駆除など許可による捕獲については、別途報告をいただいておりまますので、狩猟報告への記入は不要です。

☆表紙の「狩猟者登録証番号」、「氏名」、「住所」、「日中連絡のとれる電話番号」、「FAX番号」を忘れずに記入してください。

☆「出猟した地域」について（エゾシカ）

出猟 月日	出猟した地域				
	市町村名	メッシュ番号			
11/ 1	浦幌町	セ	5	6	3
11/ 1	白糠町	セ	5	6	3
11/ 1	白糠町	セ	5	6	4

同じ日付、同じメッシュ番号でも市町村が異なる場合は、行を分けて記入してください。

同じ日付、同じ市町村でもメッシュ番号が異なる場合は、行を分けて記入してください。

※メッシュ番号は、カタカナ 1文字 + 数字 3桁 です。
鳥獣保護区等位置図(地図編)から転記してください。

☆「捕獲場所」について（エゾシカ）

出猟 月日	出猟した地域				捕獲 場所
	市町村名	メッシュ番号			
11/ 1	浦幌町	セ	4	5	2
11/ 1	釧路市	ソ	6	0	3
11/ 1	白糠町	ソ	5	0	1

捕獲場所が道有林または国有林である場合は、いずれか該当する方に○を付けてください。

捕獲場所が道有林でも国有林でもない場合や捕獲がなく目撃のみの場合には、記入不要です。

☆「捕獲数」、「目撃数」について

捕獲数(性別)		目撃数 (捕獲数を含む)
オス	メス	
1	0	2

○(マル)やレ点ではなく、数字で記入してください。

目撃数には捕獲数も含みます。捕獲がある場合、目撃数には必ず捕獲数以上の数字が記入されることになります。

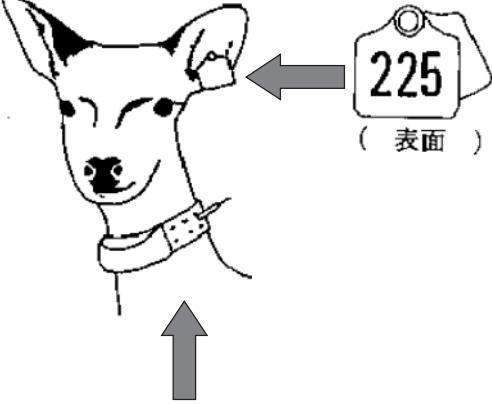
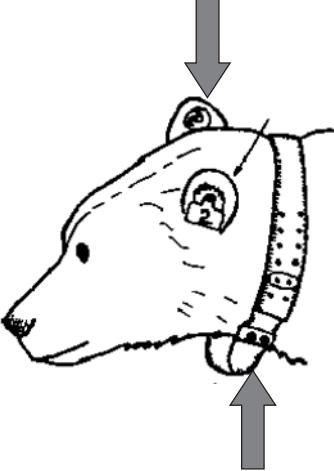
左表は「2頭を目撃し、そのうち1頭を捕獲した」場合の記載例です。

エゾシカ・ヒグマ調査個体の情報提供について

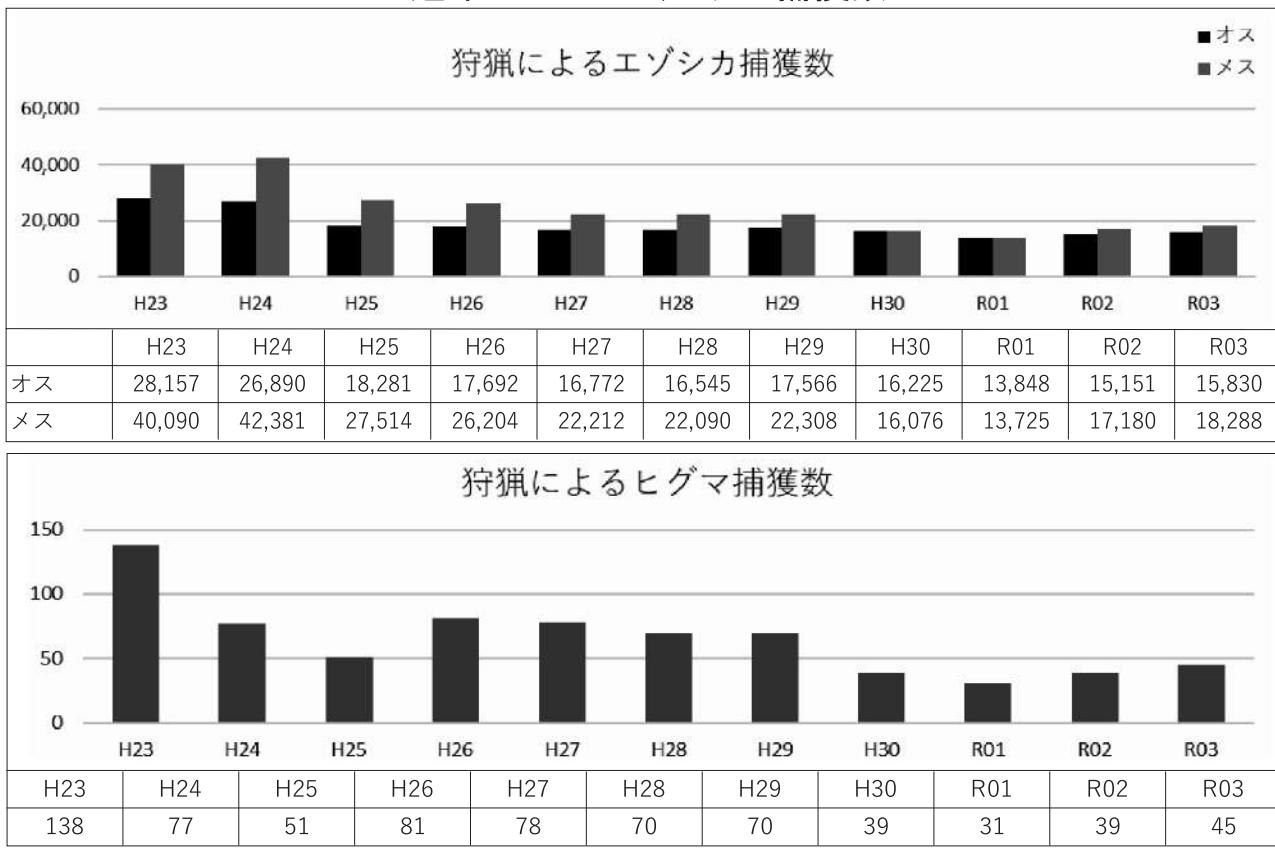
北海道内では、エゾシカやヒグマの生態に関する基礎的な情報を収集するため、様々な調査が実施されています。石狩・上川・宗谷・オホーツク・釧路・根室地方等では、生体捕獲した個体に首輪やイヤータグ（耳標）を装着しており、これらの個体が目撃や再捕獲された場合、その日時及び場所から移動や分布を知ることができます。そのため、目撃や捕獲の際には、下記の連絡先まで情報や試料等の提供をお願いいたします。

<連絡先>

〒060-0819 北海道札幌市北区北19条西12丁目
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部
エネルギー・環境・地質研究所 自然環境部
電話：011-747-3521（代表）

	エゾシカ	ヒグマ
依頼内容	<p>目撃の場合 ① 目撃者、目撃日時・場所の情報提供 ② 耳標の色・番号、首輪の色</p> <p>捕獲の場合 ① 捕獲者、捕獲日時・場所の情報提供 ② 首輪、耳標の回収及び提供</p>	<p>目撃の場合 ① 目撃者、目撃日時・場所の情報提供 ② 耳標の色・番号、首輪の色</p> <p>捕獲の場合 ① 捕獲者、捕獲日時・場所の情報提供 ② 試料（歯・大腿骨・肝臓）、首輪、耳標の回収及び提供</p>
対象個体	<p>耳標を装着しています</p> <ul style="list-style-type: none">・プラスチック製・赤、青、黄色等・表面に番号が記入されています  <p>首輪を装着しています</p>	<p>耳標を装着しています</p> <ul style="list-style-type: none">・プラスチック製・赤、青、黄、緑色等・表面に番号が記入されています  <p>首輪を装着しています</p>

近年のエゾシカ、ヒグマ捕獲数



アライグマ・キツネ・エゾライチョウの捕獲について

今獵期に、アライグマ、キツネ、エゾライチョウを捕獲した場合は、別添の「捕獲報告(アライグマ、キツネ・エゾライチョウ用)」により情報をご提供ください。どこでどのくらいの数が捕獲されているかなどを調べています。

狩猟及び有害鳥獣駆除活動中のヒグマ事故防止について

昭和37年度(1904年度)から令和5年度(2023年度)6月末までに発生した狩猟及び有害鳥獣駆除活動中のヒグマ事故は、事故全体の151件中の58件、38%にのぼっており、一般人と比較すると、狩猟者はヒグマの被害に遭う確率がかなり高くなっています。ヒグマは全道に分布しており、シカ獵の際にヒグマに遭遇することも十分考えられますので、出獵の際は十分注意しましょう。

標識鳥回収のお願い

渡り鳥の生態を調査するために、世界各国で鳥に脚環をつけて放しています。

これら脚環を装着した鳥を回収したときは、回収した鳥類の種類、回収年月日、場所、回収状況等を最寄りの総合振興局又は振興局環境生活課にご連絡ください。なお、狩猟鳥は、脚環が装着されていても捕獲等することはできます。

ガンカモ類の生息調査について

毎年、1月上旬～中旬に、ガン・カモ類の生息状況を把握するため、全国一斉調査を実施しています。調査日においては、次の対象鳥類の捕獲について自粛するようお願いします。

なお、調査日については別途決定されますので、道のホームページもしくは最寄りの総合振興局又は振興局環境生活課にご確認ください。

(調査対象)

マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ

また、ヨシガモ、ハシビロガモ及びクロガモは、調査の結果、依然として生息数が少ない状況にありますので、引き続き捕獲を自粛するようお願いします。

メスジカの捕獲に御協力ください

近年、全道でエゾシカの生息数が増加しており、農林業被害の増大や、交通事故の多発など、人間活動との軋轢が深刻化しています。

北海道では、エゾシカの生息数を減らすため、
メスジカの積極的な捕獲を推奨しています。
皆様の御理解・御協力をお願いします。



ヒグマの捕獲後に忘れずに実施する作業

01

【必ずすること】

ヒグマ捕獲票の提出

詳細は、53ページへ

ヒグマ捕獲票



02

【はく製や毛皮にする場合】

クマ類製品化登録申請

詳細は、54ページへ

製品化登録申請書

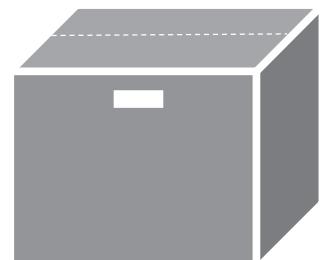


03

【試料回収について】

試料の回収と提供の方法

詳細は、57ページへ



01

ヒグマ捕獲票の提出

■提出手順

手順1

ヒグマ捕獲票をコピー

手順2

必要事項を記入

手順3

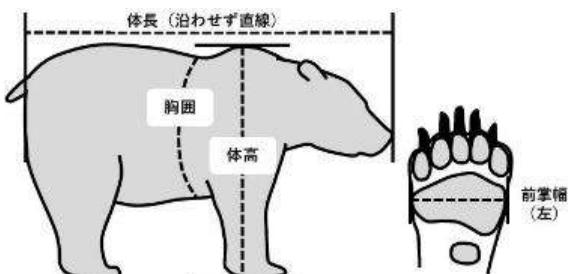
すみやかに、必ず提出

ヒグマ捕獲票



■提出にあたってのポイント

▼外部計測の方法



体長：体を伸長させ、鼻端から肛門までの長さ
胸囲：脇の下で胴体の周囲の長さ
体高：前足の手首の下から肩の盛り上がりの上までの長さ
前掌幅：計測する左前足の横幅の長さ

▼ヒグマ捕獲票の提出先

狩猟者登録証の交付を受けた、次の①か②のいずれかの機関へ提出。

① 北海道（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係

② 北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室



02

クマ類製品化登録申請書の提出

■提出手順

手順1

申請書に必要事項を記入

手順2

ヒグマ捕獲票を用意

手順3

捕獲後 30 日以内に、
捕獲票と申請書を提出

製品化登録申請書



■提出にあたってのポイント

▼製品化登録の対象

狩猟や許可捕獲で捕獲されたヒグマを次のいずれかに加工（製品化）する場合、適法に捕獲されたものであることを証明するため、申請を行う必要があります。

＜対象＞

①はく製（全体） ②毛皮の敷物（全体） ③トロフィー（頭部のみ）

▼クマ類の製品化登録申請書の提出先

狩猟者登録証の交付を受けた、次の①か②のいずれかの機関へ提出。

① 北海道（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係

② 北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室



クマ類製品化登録申請書

北海道知事様

年 月 日

申請者 氏 名
(捕獲者) 住 所 〒

生年月日
職 業
狩猟免許(種類/番号)

クマ類製品化の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 製品化の種類	剥製(全体) • 敷物(全体) • トロフィー(頭部のみ)				
2. 捕 獲 区 分	狩猟 • 許可捕獲		狩猟者登録番号(または)捕獲許可証番号		
3. 捕 獲 日 時	年 月 日 午前 • 午後 時 分頃				
4. 捕 獲 方 法	銃器(ライフル銃・散弾銃)				
5. 捕 獲 位 置	市 町 郡 村				
6. 捕獲個体情報	①性別 オス • メス	②推定年齢 約 嵩(数え年)	③体重 約 kg		
7. 謙 渡 予 定	有 • 無	謙渡先氏名・住所			

(留意事項)

- ・捕獲クマ類1頭につき一登録申請とする。
- ・捕獲後30日以内に登録申請するものとする。
- ・捕獲個体の製品化は、剥製(全体)、敷物(全体)、トロフィー(頭部のみ)のいずれかとし、該当するものに○をする。
- ・捕獲区分は、狩猟、許可捕獲のいずれかに○をする。
- ・申請書裏面(次ページ)には、捕獲物全体の写真を添付し撮影年月日を記入すること(日付入りプリントの使用可)。

<捕獲物写真>

撮影年月日： 年 月 日

03

試料の回収について

■作業手順

手順1

捕獲後の個体から試料を採取

※試料回収セットについては各（総合）振興局が提供
詳細は、58ページ以降を参照

手順2

ヒグマ捕獲票の写しを用意

手順3

採取試料と捕獲票の写しを提出

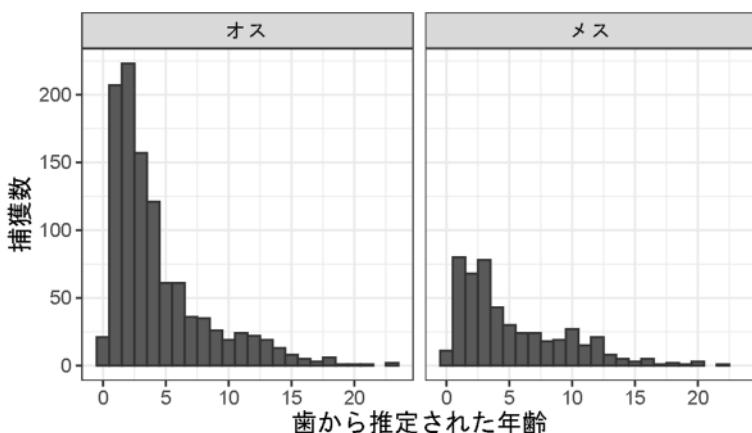


■試料から分かること

▼「歯」の年輪を数えることで、年齢を推定することができます

右図は、2017～2020年
に捕獲され、試料が提供された
ヒグマの年齢構成です。

捕獲個体の年齢は、全道における
ヒグマの生息数を推定する際
にも使用される、非常に重要な
情報です。



(2023/05/09 作成)

▼試料の提出先

〒060-0819

地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部

エネルギー・環境・地質研究所 自然環境部

詳細は、60ページを参照



捕獲個体の試料採取における留意事項

1 試料採取の目的について

北海道では、ヒグマの捕獲個体について、次の試料を分析しています。この分析結果は、ヒグマの保護管理のための貴重なデータとなりますので、試料の提供にご協力ください。

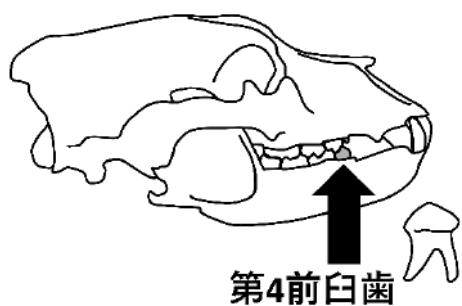
回収する試料	主な分析内容	分析からわかること（例）
下顎第4前臼歯	年齢査定	捕獲個体の年齢構成、推定生息数
大腿骨	安定同位体比分析	捕獲個体の農作物食害経験の有無
肝臓	DNA分析	捕獲個体と出没個体の照合、遺伝的多様性

※2020年より、生殖器及び胃内容物の回収を中断しております。

2 試料の採取方法と注意事項について

1) 下顎第4前臼歯

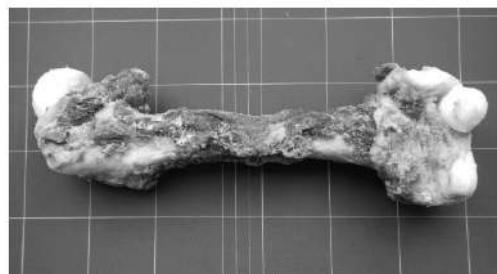
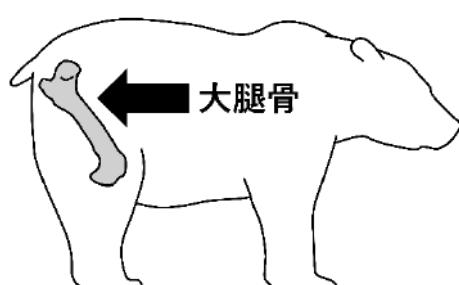
- ・下顎の奥歯の中で一番前に生えている歯
- ・左右どちらか1本でよい



破損してしまいそうな場合は下顎または頭全体をご提供ください。

2) 大腿骨

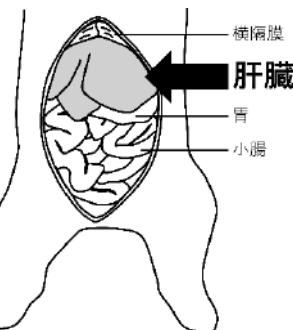
- ・太ももの骨
- ・左右どちらか1本でよい



1本をそのままご提供ください。

3) 肝臓

- ・腹部を開けたときに一番前面にある大きな臓器



小さすぎると分析に使用できませんのでご注意ください。

3 試料の収納について

- ・試料の確実な収集と作業者の負担軽減のため、試料の収納には、道総研が（総合）振興局を通じて提供する個体番号入りの『試料回収セット』を原則として使用してください。
- ・必ず該当個体のヒグマ捕獲票の写しを添付してください。その際、記入漏れがないよう事前に確認してください。また、捕獲票の原票は（総合）振興局に提出してください。

試料回収セットの内容	用途
ポリ袋 小×1枚	下顎第4前臼歯の収納
ポリ袋 中×1枚	肝臓の収納
ポリ袋 大×1枚	大腿骨の収納
ポリ袋 特大×2枚	頭骨の収納（下顎第4前臼歯が抜けない場合）、試料全体の梱包
結束バンド	ポリ袋特大の結束

- ・回収セットに記載されている個体番号を書き換えないでください。
- ・希望があれば、送付先と品名を印刷したヤマト運輸の伝票を提供することも可能です。
- ・試料回収セット及び伝票の補充を希望する場合は、最寄りの（総合）振興局へご依頼ください。

※回収セットが不足した場合

⇒試料ごとに別々の袋に入れ、全ての袋に捕獲個体の**個体番号**を記入する

全ての試料をそのまま1つの袋にまとめることは厳禁とする

※複数個体の試料を一度に提供する場合

⇒個体ごとに別々の袋に入れ、全ての袋に捕獲個体の**個体番号**を記入する

袋に記入した個体番号で個体識別が可能であれば、提供時の箱は同一でも構わない

4 試料の提供方法について

・回収を依頼する場合

⇒最寄りの（総合）振興局の保健環境部環境生活課自然環境係までご連絡ください。

・持ち込む場合

⇒最寄りの（総合）振興局まで試料をお持ちください。

・直接送付する場合

⇒『捕獲個体の試料発送における留意事項』に基づき、直接、道総研に送付してください。

5 試料分析結果の還元について

- ・道総研が下顎第4前臼歯を用いて年齢査定を行い、捕獲年ごとに各個体の査定結果を還元しています。分析に時間を要するため、還元時期は提供いただいたてから1年半～2年後となりますのでご留意願います。

6 お問合せ

- ・試料採取や提供方法に関してご不明な点がありましたら、最寄りの（総合）振興局の保健環境部環境生活課自然環境係までお問い合わせください。